平成２４年（フ）第１５４号
沖縄県那覇市松川３丁目２番１―5024号　共同住宅宮城方
債務者　宮川　博江
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２３号
福島県いわき市小川町高萩字家ノ前６番地の１
債務者　高崎　　勉
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第２６号
福島県いわき市佐糠町東２丁目22番地の12　キクタハイツ102
債務者　森　三重子
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第３６号
茨城県守谷市松前台３丁目24番地18
債務者　本多　淑子
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第４２号
茨城県稲敷市古渡163番地１
債務者　秋本　　久
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第４５号
茨城県守谷市久保ヶ丘１丁目７番地10、住民票上の住所茨城県常総市篠山175番地５
債務者　小林　將志
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１３号
石川県七尾市奥原町下部440番地３
債務者　大橋ゆきみ
1　決定年月日時　平成24年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第１５号
石川県羽咋郡志賀町高浜町ノの36番地38　ロイヤルヴィレッジ104号室
債務者　畑山　直美
1　決定年月日時　平成24年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第３９号
長野市大字高田1080番地　和田ハイツ103号室
債務者　中村　功夫
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５５号
長野市安茂里小市２丁目24番15号　グリーンハイツ幸103、前住所長野市七二会己950番地２
債務者　青木　昭子（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６１号
長野県安曇野市豊科5286番地９　イレブンハウス１―D、前住所長野県安曇野市穂高有明2511番地２
債務者　近藤　友一
1　決定年月日時　平成24年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１０３号
兵庫県西宮市北昭和町10番７―204号、従前の住所兵庫県西宮市小松東町２丁目14番３号
債務者　中村あずさ（旧姓益野）
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１８４号
兵庫県西宮市甲子園口５丁目１番８―302号
債務者　桑原真利子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２１号
愛媛県西予市宇和町平野128番地
債務者　藥師寺文一
1　決定年月日時　平成24年４月20日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第２３号
愛媛県宇和島市伊吹町甲675番地１
債務者　廣瀬　誠人
1　決定年月日時　平成24年４月20日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第３８０号
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所1858番地の２
債務者　平井　隆寛
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係